

令和8年4月22日公告

弁天小学校運動場整備工事

○公告資料に修正がございました。下記正誤表をご確認ください。

修正箇所	誤	正
設計書 2 ページ (設計概要) 3.付記	4「公共建築工事共通費積算基準」による共通費の算定について本工事の共通仮設費率及び現場管理費率の算定時に用いる工期（T）については、 5.7 ヶ月とする。 なお、落札決定又は契約締結が予定より遅くなり、実際の工期が上記算定時に用いる工期（T）を下回った場合でも、その事を理由とした工期延期（変更）及び請負代金額の変更は行わない。	4「公共建築工事共通費積算基準」による共通費の算定について本工事の共通仮設費率及び現場管理費率の算定時に用いる工期（T）については、 5.5 ヶ月とする。 なお、落札決定又は契約締結が予定より遅くなり、実際の工期が上記算定時に用いる工期（T）を下回った場合でも、その事を理由とした工期延期（変更）及び請負代金額の変更は行わない。

設 計 概 要

- | | | |
|------------|--|----|
| 1. 工 事 場 所 | 大阪市港区弁天2-9-35 | |
| 2. 工 事 概 要 | 運動場整備工事
・運動場の表層改修を行う。

その他図示による | 1式 |
| 3. 付 記 | <ol style="list-style-type: none">「指定建設業に係る建設工事の監理技術者」については、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者を専任で配置すること。本契約において、工事を下請負に付する場合には、下請負人が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中でないこと。本工事の設計労務単価は、令和8年度公共工事設計労務単価を採用している。「公共建築工事共通費積算基準」による共通費の算定について本工事の共通仮設費率及び現場管理費率の算定時に用いる工期(T)については、5.7ヶ月とする。
なお、落札決定又は契約締結が予定より遅くなり、実際の工期が上記算定時に用いる工期(T)を下回った場合でも、その事を理由とした工期延期(変更)及び請負代金額の変更は行わない。 | |

設 計 概 要

- | | | |
|------------|--|----|
| 1. 工 事 場 所 | 大阪市港区弁天2-9-35 | |
| 2. 工 事 概 要 | 運動場整備工事
・運動場の表層改修を行う。

その他図示による | 1式 |
| 3. 付 記 | <ol style="list-style-type: none">「指定建設業に係る建設工事の監理技術者」については、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者を専任で配置すること。本契約において、工事を下請負に付する場合には、下請負人が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中でないこと。本工事の設計労務単価は、令和8年度公共工事設計労務単価を採用している。「公共建築工事共通費積算基準」による共通費の算定について本工事の共通仮設費率及び現場管理費率の算定時に用いる工期（T）については、5.5ヶ月とする。
なお、落札決定又は契約締結が予定より遅くなり、実際の工期が上記算定時に用いる工期（T）を下回った場合でも、その事を理由とした工期延期（変更）及び請負代金額の変更は行わない。 | |